

沖縄県迷惑行為防止条例施行規則

発出年月日：平成 19 年 8 月 10 日
文書番号：沖縄県公安委員会規則第 14 号
公表範囲：全文

改正

平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号
平成 28 年 12 月 28 日沖縄県公安委員会規則第 12 号
平成 30 年 10 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号
令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号
令和 2 年 7 月 14 日沖縄県公安委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県迷惑行為防止条例（昭和 50 年沖縄県条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 4 条第 4 項の規定による命令)

第 2 条 条例第 4 条第 4 項の規定による命令は、命令書（様式第 1 号）により行うものとする。

(条例第 4 条第 5 項の公安委員会規則で定める地域)

第 3 条 条例第 4 条第 5 項の公安委員会規則で定める地域は、別表の左欄に掲げる市町村の区域のうち、同表の右欄に掲げる区域とする。

(条例第 4 条第 6 項の規定による命令)

第 4 条 条例第 4 条第 6 項の規定による命令は、命令書（様式第 2 号）により行うものとする。

(条例第 7 条の規定による指示)

第 5 条 条例第 7 条の規定による指示は、指示書（様式第 3 号）により行うものとする。

(条例第 8 条の規定による事業の停止の命令)

第 6 条 条例第 8 条の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日沖縄県公安委員会規則第 12 号）

この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和 2 年 7 月 14 日沖縄県公安委員会規則第 11 号）

この規則は、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市町村名	区域
那覇市	松山 1 丁目、松山 2 丁目、久茂地 2 丁目、前島 2 丁目、前島 3 丁目、若狭 2 丁目、若狭 3 丁目、久米 2 丁目及び辻 2 丁目
沖縄市	上地 1 丁目及び上地 2 丁目

名護市	城一丁目
石垣市	美崎町及び字大川

様式第1号（第2条関係）

命令書

[別紙参照]

様式第2号（第4条関係）

命令書

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

指示書

[別紙参照]

様式第4号（第6条関係）

事業停止命令書

[別紙参照]